

独立行政法人の見直しについて

(中央省庁等改革で設立された独立行政法人の見直しについて)

- 1 (独) 林木育種センター及び(独) 森林総合研究所は、農林水産大臣が策定した中期目標(期間:平成13年4月~平成18年3月)に基づき中期計画を作成し業務を実施。
- 2 中期目標期間終了時の独立行政法人の見直しについては、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の規定により、政策評価・独立行政法人評価委員会の示した「勧告の方向性」を受け実施(閣議決定に基づき森林総合研究所については、見直しを1年前倒しで実施)。
- 3 両法人の見直し結果の主な内容は、
 - ①非公務員による事務及び事業の実施
 - ②両独法の事務及び事業の一体的実施(統合)であり、この見直し結果を踏まえた制度改革を実施予定。
- 4 両法人の職員の非公務員化については、平成18年度からの施行に向けて今通常国会に法案を提出予定(省内関係法人についての一括改正法で措置)。
- 5 両法人の統合については、平成19年4月の実施を目途に、次期国会に法案を提出予定。

農林水産省所管独立行政法人の見直し概要

中期目標期間	独立行政法人(現行)		見直し
13年度～17年度	農業者大学校	⇒	廃止
	農林水産消費技術センター 肥飼料検査所 農薬検査所	⇒	3 法人統合
	農業・生物系特定産業技術研究機構 農業工学研究所 食品総合研究所	⇒	3 法人統合 非公務員化
	森林総合研究所 林木育種センター	⇒	2 法人統合 非公務員化
	水産総合研究センター さけ・ます資源管理センター	⇒	2 法人統合 非公務員化
	種苗管理センター		非公務員化
	家畜改良センター		非公務員化
	農業生物資源研究所		非公務員化
	農業環境技術研究所		非公務員化
	国際農林水産業研究センター		非公務員化
水産大学校		非公務員化	
15年度～19年度	農畜産業振興機構		19年度見直しの見込み
	農業者年金基金		// //
	農林漁業信用基金		// //
	緑資源機構		// //

※現行の中期目標・計画の終期は19年度(ただし、18年度に前倒しで見直しが行われる可能性あり)

* 点線枠は統合の組合せである。

独立行政法人通則法

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条－第十一条）

第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条）

第三節 設立（第十三条－第十七条）

第二章 役員及び職員（第十八条－第二十六条）

第三章 業務運営

第一節 業務（第二十七条・第二十八条）

第二節 中期目標等（第二十九条－第三十五条）

第四章 財務及び会計（第三十六条－第五十条）

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人（第五十一条－第六十条）

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条－第六十三条）

第六章 雑則（第六十四条－第六十八条）

第七章 罰則（第六十九条－第七十二条）

附則

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

「独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて

平成16年12月24日

農 林 水 産 省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、一層の研究成果の向上を図るとともに、地方でできることは地方にゆだね、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化し、森林総合研究所の独自性が発揮できるよう次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 地方組織における事務及び事業の見直し

- 研究目的の達成に必要な現地調査体制を確保することを前提に、現在、職員を配置して特定の研究を実施している全国5試験地について、厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、要員の恒常的な配置の必要性について見直しを行うことを次期中期目標に明記する。
- また、長伐期良質材生産技術の改良、二酸化炭素固定・生産予測、植生遷移、森林・林地の水文・理水試験等の研究に関して、長期モニタリングや現地実証試験を実施するため全国93カ所に設置している試験林については、厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保する見直しを行うことについて次期中期目標に明記する。

第2 試験及び研究業務の重点化

- 農林水産省では、京都議定書の発効が大きく前進する中、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を定めて、日本の森林に期待されている3.9%の二酸化炭素吸収を確保するための森林整備や木質バイオマスの利用促進等に取り組んでいる。また、「循環型社会形成推進基本計画」、「生物多様性国家戦略」及び「アジア森林パートナーシップ (AFP)」を推進している。

このような状況を勘案し、森林の炭素吸収機能に着目した研究課題等の地球規模での環境問題や森林の多面的機能の発揮に係わる課題及び木質バイオマスの利用促進に係わる課題、全国的に対処すべき研究課題等、研究業務を真に重点化した次期中期目標を策定する。

- また、林業研究開発推進ブロック会議等を通じて公立林業試験場等との連携・協力関係を強化するとともに、分担を明確化することについて次期中期目標に明記する。

第3 研究支援部門の合理化等

- 研究支援部門（現業務部門及び総務部門）の業務については、徹底した業務内容の見直し・改善、事務の簡素化等により要員の合理化に努めることを次期中期目標に明記する。
- 実験林の管理業務等については、実験林の業務内容を見直し、管理業務と調査研究業務を整理した上で、管理業務のアウトソーシングを検討する。
- 研究施設、庁舎管理、見本園の一般公開、健康診断、施設営繕等に係る事務については、可能なかぎりアウトソーシングを図るとともに、経常的な野外観測、野外観測試料の分析、各種データ入力においてもアウトソーシングの導入を検討する。
- 上記の点を踏まえ、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

- 森林総合研究所の事務及び業務については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。

第5 研究職の活性化

- 研究職の流動化を図り、一層の成果を上げる観点から、若手研究者については任期付任用制度を早期に取り入れることを次期中期目標に明記する。
- また、大学や他機関等との研究交流をより一層促進するための体制整備の導入を検討する。

「独立行政法人林木育種センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて

平成17年12月24日

農林水産省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）の主要な事務及び事業については、地方にできることは地方にゆだねるとの観点も含め、一層の効率的かつ効果的な運営を図るとともに、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化し、次期中期目標期間に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 独立行政法人森林総合研究所との事務及び事業の一体的実施

- 林木育種センターの林木育種事業等の業務については、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の試験研究等の業務との一体的実施による効果が適切に発揮されるための対策を講じ、平成19年4月を目途に1法人として実施する。
- 上記の業務の一体的実施に当たっては、これまで林木育種センターが担ってきた固有の機能を引き続き果たしつつ、森林・林業に関する基礎研究から林木の新品種開発・配布事業等まで一貫して実施することにより、管理部門の効率化及び試験研究との連携による一層効果的な業務運営を推進する。

第2 本所及び地方組織の運営の効率化

- 我が国の森林は、気候等の自然条件によって樹種構成が異なり、また、同じ樹種でも品種ごとに生育に適した条件があることから、これらを踏まえた適切な林木育種事業等が全国レベルで継続できる体制を確保することを前提に、現在、4箇所に設置されている増殖保存園について、効率的な運営を確保する観点から、要員の配置について見直しを行うことを次期中期目標に明記する。

第3 品種開発業務等の重点化

- 安全で快適な国民生活の確保及び森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備に資する新品種の開発等を一層推進するため、花粉症対策に有効な無花粉や花粉の少ない品種、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収・固定能力の高い品種、国土及び環境の保全に資する病虫害や気象害に抵抗性を有する品種、資源の循環利用推進に資する成長・強度等の特性に優れた品種の開発等に重点的に取り組むことについて次期中期目標に明記する。
- ジーンバンク事業については、生物多様性国家戦略で求められている目標の達成に向けて、国家資源として重要な絶滅危惧種や天然記念物、その他の希少樹種等の林木遺伝資源の収集・保存に重点的に取り組むことについて次期中期目標に明記する。
- ミツマタ等の地域特産的な樹種及び環境緑化木の新品種開発及び関連する調査・研究については、今期中期目標期間において一定の整理を図ることとする。

第4 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

- 国の政策目標における任務の位置付け、地方公共団体等との役割分担等、林木育種センターが担う任務・役割について次期中期目標に明記するとともに、その任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記することとし、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すよう努めるものとする。

第5 合理化効果の発揮

- 管理部門等の業務については、森林総合研究所の事務及び事業との一体的実施等に併せて、業務の実施方法の見直し、事務の簡素化等による要員の合理化に努めるとともに、経費の縮減を図ることを次期中期目標に明記する。
- 上記により、統合メリット等を具体的かつ最大限に発揮し、総費用（人件費を含む。）を厳しく削減するものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

- 林木育種センターの事務及び業務については、公務員以外の者が担うことにより支障が生じないように、職員の雇用と労働条件に配慮した上で、関係省庁・機関の協力を得て、所要の準備を進める。